

令和4年度

情報公開・個人情報保護実施状況

町では、公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。令和4年度における情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況は、次のとおりです。

情報公開条例に基づく 情報開示の実施状況

- ・委託業務に関する文書16件
- ・工事に関する文書.....7件
- ・その他の契約に関する文書.....2件
- ・震災復興に関する文書.....5件
- ・復興への支援に関する文書.....4件
- ・震災伝承に関する文書.....5件
- ・道の駅に関する文書.....3件
- ・協議交渉に関する文書.....3件
- ・学校教育に関する文書.....2件
- ・町道に関する文書.....7件
- ・その他の文書.....7件

実施機関	開示請求	全部開示	部分開示	文書を保有していない
町長	56件	22件	27件	9件
教育委員会	5件	3件	1件	3件
議会	0件	0件	0件	0件
監査委員	0件	0件	0件	0件
選挙管理委員会	0件	0件	0件	0件
農業委員会	0件	0件	0件	0件
固定資産評価審査委員会	0件	0件	0件	0件

※個人情報などを除いて開示している場合は部分開示となります。

※1件の請求に対して複数の決定を行う場合があるため、開示請求の件数と全部開示、部分開示、文書を保有していない決定の件数の合計は必ずしも一致しません。

個人情報保護条例に基づく 個人情報の運用状況

個人情報の開示の実施状況 個人情報の開示の実施件数は、「町長」が1件となっています。
 その他運用状況 個人情報の訂正請求および個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

☎ 総務課 総務法令係 ☎46-1370

「防災士」の資格取得費用に対する補助

町は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、自主防災組織などの活性化および地域防災力の向上を図るため、防災士取得費用の一部または全部を補助します。

- 防災士とは?** 社会のさまざまな場で防災力を高める活動をし、そのために十分な意識・知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人です。
- 資格取得から活動までの流れ**
研修講座受講 → 試験 → 合格 → 救急救命講習受講 → 登録申請 → 活動
- 防災士になったら** 防災士の役割は、大きく2つに分かれます。

平常時	地域防災の担い手として、家庭や職場などにおける非常時への備えを積極的に推進するほか、町が主催する防災訓練その他町が実施する安全・安心なまちづくりへの参加・協力を行う。
災害時	自らの安全は自らが守る意識を基本とし、その場その場での防災リーダーとして、避難誘導、初期消火、町への被害状況の報告などを行う。

- 補助金額**
1人につき63,800円または実際の資格取得費用のいずれか低い額。
※補助金の交付は、1人につき1回限りとなります。
- 補助要件**
 - 1 南三陸町に住所を有する者として本町の住民基本台帳に記録されていること。
 - 2 地域防災の担い手として、南三陸町安全・安心なまちづくり条例（平成26年南三陸町条例第21号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念を推進すること。
 - 3 条例第10条に規定する、町が主催する訓練その他町が実施する安全・安心の確保および推進に関する施策に参画すること。
- 補助の対象となる費用**
 - 1 研修講座の受講料
 - 2 試験の受験料
 - 3 教本代
 - 4 資格認証の登録料

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～9月11日は「交通事故の防止に向けた活動を行う日」です～
 9月21日から30日までの期間に秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けましょう。

秋口には、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れや夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中、自転車乗用中の死亡事故が増加します。
 自動車乗車中には後部座席のシートベルトの着用の徹底と、重大事故の原因となる飲酒運転の根絶に向けて、家庭や職場でも交通安全に対する意識を高めましょう。

秋の全国交通安全運動の運動重点

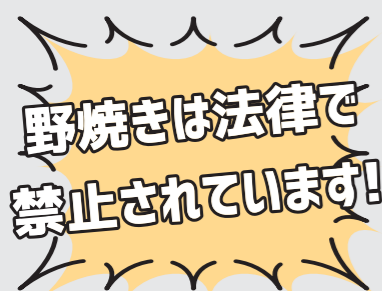
- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転などの根絶
- 自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

「交通事故死ゼロを目指す日」について

毎年、多くの方が交通事故により死傷しています。
 このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として9月30日に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。
 町民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを遵守するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376



野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やすこと、および家庭ごみ・剪定枝などを野外で焼却することです。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉の使用も原則禁止です。

野焼きは一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」で禁止されており、違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金または両方が科せられます。

☎ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎46-5528

南三陸広報
広告
 のご用命は
 トータルプリント
佐藤印刷株式会社
 ☎ 0226-46-2176
 FAX 0226-46-3186
 E-mail s-p@eagle.ocn.ne.jp

Now Revealed! CX-60
 燃費誕生!
CX-60

 有限会社志津川マツダ/マツダオートザム志津川
 TEL46-2415-2550